

2024年7月5日

お客さま各位

西日本シティ銀行

印鑑レス特約の制定および預金規定の改定について

平素より、当行をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび当行は、次世代営業店システム※における印鑑レス取引を可能とするため、新たに「印鑑レス特約」を制定するとともに既存の預金規定を一部改訂しますので、お知らせします。

※ 次世代営業店システムとは、従来の営業店事務で必要とされてきた金融専用端末をタブレットに置き換え、行員がお客さまに寄り添いながらお客さま自身で取引内容の入力や現金操作等をしていただくシステムです。

記

1. 新たに制定する特約について

「印鑑レス特約」

※「印鑑レス特約」の詳細は（別紙1）をご参照ください。

2. 預金規定の改定について

（1）改定対象の預金規定

「普通預金・貯蓄預金共通規定」「普通預金規定」「貯蓄預金規定」

「西日本シティ総合口座取引規定」「定期預金・通知預金・定期積金 共通規定」

「自由金利型定期預金規定」「自動継続自由金利型定期預金規定」

「変動金利定期預金規定（単利型）」「自動継続変動金利定期預金規定（単利型）」

「自動継続変動金利定期預金規定（複利型）」「利息分割受取型定期預金規定」

「自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）」

「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）」

「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）」

※改定内容の詳細は新旧対比表（別紙2）をご参照ください。

（2）改定日

2024年7月5日（金）

※ 新たに制定した「印鑑レス特約」および改定後の預金規定全文は、当行ホームページ規定一覧からご覧いただけます。

<ホームページ規定一覧> https://www.ncbank.co.jp/teikei_yakkan/

詳しくはお取引店またはお近くの営業店にお問い合わせください。

以上

印鑑レス特約

1. 特約の適用範囲

- (1) この特約は、当行所定の払戻請求書、諸届その他の書類ならびに電子装置に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合することに代えて、通帳またはキャッシュカードを所定の機器に読み取らせ、入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法で照合する取引（以下「印鑑レス取引」といいます。）に適用するものとし、
- (2) 本特約は、当行が定める各取引に係る規定（以下「原規定」といいます。）と一体として取扱われるものとし、原規定と本特約とで相違がある場合には本特約が優先して適用されるものとし、

2. 本人確認等

印鑑レス取引に際して、本人確認のための手続は次によるほか、西日本シティキャッシュカード規定、西日本シティ ICキャッシュカード規定および当行が定める方法により行うこととします。

- (1) 当行の店頭には設置されているタブレットを利用した印鑑レス取引は、暗証照合により取引を行います。
- (2) 印鑑レス取引においては、暗証照合に加え、当行所定の本人確認書類の提示または届出印の所定の書類等への記名押印のいずれかまたは両方を求めることがあります。この場合、これらの本人確認の提示等があるまでは、取引を行うことができません。
- (3) 第1条第1項により暗証照合を行った場合は、来店者を預金者本人とみなし、その取扱いにより生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (4) カード認証においては、生体認証機能付 ICカードの ICチップ内に生体情報を登録した ICカードを利用した場合であっても、西日本シティ ICキャッシュカード規定および西日本シティ生体認証 ICキャッシュカード特約に定める生体認証データの照合はおこなわず、第1条第1項の取扱によるものとし、
- (5) 第1条第1項により預金者の本人確認および依頼内容の確認を適正に行った場合は、暗証番号について、偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6) 第1条第1項の暗証照合において当行所定の回数を超過して一致が確認できない場合には、印鑑レス取引を停止させていただきます。

3. 取引の種類

- (1) キャッシュカードが発行されている預金口座の払戻し、口座解約。
- (2) キャッシュカードが発行されている預金口座と同一の本支店で口座開設され、かつ氏名、生年月日、住所が同一の定期預金等の払戻し、口座解約。
- (3) キャッシュカードが発行されている預金口座と同一の本支店で口座開設され、かつ氏名、生年月日、住所が同一の各種届出およびサービスの申込み。
- (4) その他当行が定める取引。

4. 印鑑レス取引を行うことができない場合

- (1) 次に定める場合においては、印鑑レス取引を行うことはできません。
 - ①原規定または本特約に違反している場合
 - ②法令等により印鑑の押印が必要な取引を行う場合
 - ③天災地変、停電、障害や機器の故障等により暗証照合を利用することができない場合
 - ④当行が印鑑レス取引を行うことが相当でないと判断した場合
- (2) 前項各号の場合に生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. 特約の改定

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとし、
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、

預金規定改定新旧対比表

■改定内容（改訂箇所のみ抜粋）

対象となる規定	改訂前	改訂後
普通預金・貯蓄預金 共通規定	<p>7. 印鑑照合等</p> <p><u>払戻請求書、諸届その他の書類</u>に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、個人の預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>	<p>7. 印鑑照合等</p> <p><u>当行所定の払戻請求書、諸届その他の書類ならびに電子装置</u>に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、個人の預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>
普通預金規定	<p>1. 預金の払戻し</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) (中略)</p> <p>(3) (中略)</p> <p>(4) (中略)</p>	<p>1. 預金の払戻し</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書<u>または当行所定の電子装置</u>に届出印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) (中略)</p> <p>(3) (中略)</p> <p>(4) (中略)</p>
貯蓄預金規定	<p>1. 預金の払戻し</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) (中略)</p>	<p>1. 預金の払戻し</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書<u>または当行所定の電子装置</u>に届出印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) (中略)</p>
西日本シティ総合口座取引規定	<p>4. 預金の払い戻し等</p> <p>(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名 押印して、この通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) (中略)</p> <p>(3) (中略)</p> <p>(4) (中略)</p> <p>10. 印鑑照合等</p> <p><u>払戻請求書、諸届その他の書類</u>に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>	<p>4. 預金の払い戻し等</p> <p>(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書<u>または当行所定の電子装置</u>に届出の印章により記名 押印して、この通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) (中略)</p> <p>(3) (中略)</p> <p>(4) (中略)</p> <p>10. 印鑑照合等</p> <p><u>当行所定の払戻請求書、諸届その他の書類ならびに電子装置</u>に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>

<p>定期預金・通知預金・ 定期積金 共通規定</p>	<p>4. 預金の解約、書替継続 (1) 中略 (2) この預金を全額解約または書替継続もしくは預入日から1年経過後に一部解約するときは、証書裏面の受取欄または当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。 (3) (中略) (4) (中略) (5) (中略) 6. 印鑑照合等 この証書または<u>払戻請求書、諸届その他の書類</u>に使用した印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましょう。例えば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、預金者（個人のお客様に限ります。）は、盗取された通帳または証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>	<p>4. 預金の解約、書替継続 (1) 中略 (2) この預金を全額解約または書替継続もしくは預入日から1年経過後に一部解約するときは、証書裏面の受取欄または当行所定の払戻請求書<u>または当行所定の電子装置</u>に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。 (3) (中略) (4) (中略) (5) (中略) 6. 印鑑照合等 この証書または<u>当行所定の払戻請求書、諸届その他の書類ならびに電子装置</u>に使用した印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましょう。例えば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、預金者（個人のお客様に限ります。）は、盗取された通帳または証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>
<p>自由金利型定期預金規定</p>	<p>2. 利息 (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 A 現金で受取る場合には、当行指定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。 B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。 ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。 (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略)</p>	<p>2. 利息 (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 A 現金で受取る場合には、当行指定の払戻請求書<u>または当行所定の電子装置</u>に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。 B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。 ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。 (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略)</p>

<p>自動継続自由金利型定期預金規定</p>	<p>2. 利息 (1) (中略) (2) この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。 ① (中略) ② (中略) ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。 (3) (中略) (4) (中略) (5) (中略)</p>	<p>2. 利息 (1) (中略) (2) この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。 ① (中略) ② (中略) ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書または当行所定の電子装置に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。 (3) (中略) (4) (中略) (5) (中略)</p>
<p>変動金利定期預金規定 (単利型)</p>	<p>3. 利息 (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について次のとおり支払います。 ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書または通帳記載の中間利払利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 A 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。 B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。 ② (中略) (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略)</p>	<p>3. 利息 (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について次のとおり支払います。 ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書または通帳記載の中間利払利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 A 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書または当行所定の電子装置に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。 B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。 ② (中略) (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略)</p>
<p>自動継続変動金利定期預金規定 (単利型)</p>	<p>3. 利息 (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。 ① (中略) ② (中略) ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。 (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略)</p>	<p>3. 利息 (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。 ① (中略) ② (中略) ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書または当行所定の電子装置に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。 (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略)</p>

<p>自動継続変動金利定期預金規定（複利型）</p>	<p>3. 利息 (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（上記2. により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記1. (2) の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。 (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略)</p>	<p>3. 利息 (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（上記2. により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記1. (2) の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書 または当行所定の電子装置 に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。 (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略)</p>
<p>利息分割受取型定期預金規定</p>	<p>3. 利息および分割受取 (1) (中略) (2) (中略) (3) この預金の利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。</p>	<p>3. 利息および分割受取 (1) (中略) (2) (中略) (3) この預金の利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書 または当行所定の電子装置 に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。</p>

<p>自由金利型定期預金 (M型) 規定 (単利型)</p>	<p>2. 利息 (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率 (以下「約定利率」といいます。) によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算した中間利払額 (以下「中間払利息」といいます。) を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金 (以下「自由金利型2年定期預金 (M型)」といいます。) に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。 A 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。 B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。 C 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金 (M型) と満期日を同一にするこの預金 (以下「中間利息定期預金」といいます。) とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。 ② (中略) (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略) 3. 中間利息定期預金 (1) (中略) (2) 中間利息定期預金の利息については、原則として証書または通帳に記載しないこととし、次により取扱います。 ① (中略) ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、証書裏面の受取欄または当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。 ③ 中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。</p>	<p>2. 利息 (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率 (以下「約定利率」といいます。) によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算した中間利払額 (以下「中間払利息」といいます。) を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金 (以下「自由金利型2年定期預金 (M型)」といいます。) に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。 A 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書または当行所定の電子装置に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。 B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。 C 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金 (M型) と満期日を同一にするこの預金 (以下「中間利息定期預金」といいます。) とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。 ② (中略) (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略) 3. 中間利息定期預金 (1) (中略) (2) 中間利息定期預金の利息については、原則として証書または通帳に記載しないこととし、次により取扱います。 ① (中略) ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、証書裏面の受取欄または当行所定の払戻請求書、当行所定の電子装置に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。 ③ 中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書または当行所定の電子装置に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。</p>
------------------------------------	--	--

<p>自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）</p>	<p>2. 利息 (1) (中略) (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。 ① (中略) ② (中略) ③ (中略) ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。 (3) (中略) (4) (中略) (5) (中略)</p> <p>3. 中間利息定期預金 (1) (中略) (2) 中間利息定期預金については、原則として証書または通帳に記載しないこととし、次により取扱います。 ① (中略) ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、証書裏面の受取欄または当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。 ③ 中間利息定期預金のみ解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。</p>	<p>2. 利息 (1) (中略) (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。 ① (中略) ② (中略) ③ (中略) ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書または当行所定の電子装置に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。 (3) (中略) (4) (中略) (5) (中略)</p> <p>3. 中間利息定期預金 (1) (中略) (2) 中間利息定期預金については、原則として証書または通帳に記載しないこととし、次により取扱います。 ① (中略) ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、証書裏面の受取欄または当行所定の払戻請求書または当行所定の電子装置に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。 ③ 中間利息定期預金のみ解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書または当行所定の電子装置に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。</p>
<p>自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）</p>	<p>2. 利息 (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については上記 1. (2) の利率。以下これを「約定利率」といいます。）によって 6 か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。 (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略)</p>	<p>2. 利息 (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については上記 1. (2) の利率。以下これを「約定利率」といいます。）によって 6 か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書または当行所定の電子装置に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。 (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略)</p>

以上